

前橋市公衆浴場法施行条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(一般公衆浴場の措置基準)</p> <p>第3条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項に規定する入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準(以下「措置基準」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 管理に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>ア～タ 省略</p> <p>チ おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、利用形態から風紀上支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>ツ～テ 省略</p>	<p>(一般公衆浴場の措置基準)</p> <p>第3条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項に規定する入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準(以下「措置基準」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 管理に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>ア～タ 省略</p> <p>チ おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、利用形態から風紀上支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>ツ～テ 省略</p>